

学生の修学、進路選択および心身の健康等に関する支援

奨学制度について

奨学制度とは、人物・学力に優れ、健康であって、かつ経済的に修学が困難な学生に貸与する制度である。

募集については、そのつど掲示するので注意しておくこと。

本学には、次のような奨学制度がある。

1. (独) 日本学生支援機構 (国の育英奨学事業機関)

(1) 出願者の資格

本学生であって、人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学困難な者であること。

(2) 第一種 (無利子貸与) 自宅・自宅外通学者 月額 20,000 円 返還年数 9 年

月額 30,000 円 返還年数 9 年

月額 40,000 円 返還年数 10 年

自宅通学者 月額 53,000 円 返還年数 12 年

自宅外通学者 月額 50,000 円 返還年数 12 年

月額 60,000 円 返還年数 13 年

第二種 (有利子貸与)

月額 2 万・3 万・4 万・5 万・6 万・7 万・8 万・9 万・10 万・11 万・12 万
より選択可能

返還年数 9 年・9 年・10 年・12 年・13 年・14 年・13 年・14 年・15 年・
15 年・16 年

入学時特別増額貸与奨学金制度

10 万円・20 万円・30 万円・40 万円・50 万円の 5 種類の中から選択できる。

(3) 奨学生の募集及び採用

1 年次は年 2 回 (第一次・第二次)、応募した者のなかから学業、人物、家計等を大学において総合的に審査選出し、日本学生支援機構に推薦する。(第二次採用は実施されない場合もある。) 希望者は、期日までに願い書を提出すること。

(4) 奨学金の交付

奨学金の交付は毎月 11 日払出可能なように各自所定の銀行口座に振り込まれ

る。

ただし、貸与終了となる年度の3月分は、2月分と合わせて振り込まれる。

(5) 資格確認の手續義務

奨学生は毎年度、学校が定める期間内にインターネットを通して継続願いを入力し、適格認定を受ける。未確認の学生は貸与停止になる。

(6) 奨学金の返還

① 奨学金は学資として貸与するもので、卒業後は必ず返還しなければならない。

② 第二種奨学生は貸与終了後、利率を加算し返還する。

2. その他の奨学金

上記以外に各県市区町村が、その地方の出身の学生を対象としている地方公共団体の奨学金制度がある。

希望者はその地区の教育委員会に問い合わせること。

なお、大学を通して募集があった場合は、そのつど掲示により通知する。